

## 職員の旅費に関する条例

昭和46年 9月14日

条例第12号

改正 平成18年 3月27日 条例第13号

平成19年 4月 1日 条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 この条例は、香取市職員の旅費に関する条例（平成18年香取市条例第44号）の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年 9月 3日から適用する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、この条例の規定にかかわらず、解散前の北総西部衛生組合諸給与条例（昭和38年北総西部衛生組合条例第1号）に基づくところによる。

附 則（平成18年 3月27日 条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、この条例の規定にかかわらず、解散前の佐原市外五町消防組合職員の旅費に関する条例（昭和44年佐原市外五町消防組合条例第9号）又は小見川町外2町消防組合職員の旅費に関する条例（昭和42年小見川町外2町消防組合条例第13号）に基づくところによる。

附 則（平成19年 4月 1日 条例第13号）

この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。